

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更案

(傍線部分は変更部分)

現行			令和7年度			令和8年度			令和9年度			
第1章～第9章 (略)			第1章～第9章 (略)			第1章～第9章 (略)			第1章～第9章 (略)			
別表1 農業信用保険業務の保険料率			別表1 農業信用保険業務の保険料率			別表1 農業信用保険業務の保険料率			別表1 農業信用保険業務の保険料率			
保険種類	資金等区分	保険料率	保険種類	資金等区分	保険料率	保険種類	資金等区分	保険料率	保険種類	資金等区分	保険料率	
保証 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.06%、年 0.13%又は年 0.18% (災害特例あり)	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年 0.06%、年 0.13%又は年 0.18%</u> (災害特例あり)	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.05%、年 0.09%又は年 0.14% (災害特例あり)	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.05%、 <u>年 0.10%又は年 0.15%</u> (災害特例あり)
		農業経営維持資金	年 0.34% (災害特例あり)		農業経営維持資金	<u>年 0.34%</u> (災害特例あり)		農業経営維持資金	<u>年 0.18%、年 0.35%又は年 0.53%</u> (災害特例あり)		農業経営維持資金	年 0.18%、 <u>年 0.36%又は年 0.54%</u> (災害特例あり)
	農業施設資金	年 0.18% (災害特例あり)	農業施設資金	<u>年 0.18%</u> (災害特例あり)	農業施設資金	<u>年 0.09%、年 0.17%又は年 0.26%</u> (災害特例あり)	農業施設資金	<u>年 0.08%、年 0.16%又は年 0.24%</u> (災害特例あり)				
	農業運転資金	年 0.18%又は年 0.23% (災害特例あり)	農業運転資金	<u>年 0.18%又は年 0.23%</u> (災害特例あり)	農業運転資金	<u>・家畜等購入育成資金 年 0.09%、年 0.17%又は年 0.26% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.12%、年 0.24%又は年 0.36% (災害特例あり)</u>	農業運転資金	<u>・家畜等購入育成資金 年 0.08%、年 0.16%又は年 0.24% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.13%、年 0.25%又は年 0.38% (災害特例あり)</u>				
	農家経済安定施設資金	<u>年 0.09%</u>	農家経済安定施設資金	<u>年 0.08%</u>	農家経済安定施設資金	<u>年 0.04%、年 0.07%又は年 0.11%</u>	農家経済安定施設資金	<u>年 0.03%、年 0.06%又は年 0.09%</u>				
	農家生活改善資金	年 0.21%	農家生活改善資金	<u>年 0.21%</u>	農家生活改善資金	<u>年 0.10%、年 0.20%又は年 0.30%</u>	農家生活改善資金	年 0.10%、 <u>年 0.19%又は年 0.29%</u>				
	農協保証債務	年 0.18%	農協保証債務	<u>年 0.18%</u>	農協保証債務	<u>年 0.14%</u>	農協保証債務	<u>年 0.15%</u>				
融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.09%、年 0.20%又は年 0.27% (災害特例あり)	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年 0.09%、年 0.20%又は年 0.27%</u> (災害特例あり)	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年 0.08%、年 0.14%又は年 0.21%</u> (災害特例あり)	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.08%、 <u>年 0.15%又は年 0.23%</u> (災害特例あり)
		農業経営維持資金	年 0.51% (災害特例あり)		農業経営維持資金	<u>年 0.51%</u> (災害特例あり)		農業経営維持資金	<u>年 0.27%、年 0.53%又は年 0.80%</u> (災害特例あり)		農業経営維持資金	年 0.27%、 <u>年 0.54%又は年 0.81%</u> (災害特例あり)
	農業施設資金	年 0.27% (災害特例あり)	農業施設資金	<u>年 0.27%</u> (災害特例あり)	農業施設資金	<u>年 0.14%、年 0.26%又は年 0.39%</u> (災害特例あり)	農業施設資金	<u>年 0.12%、年 0.24%又は年 0.36%</u> (災害特例あり)				
	農業運転資金	年 0.27%又は年 0.35% (災害特例あり)	農業運転資金	<u>年 0.27%又は年 0.35%</u> (災害特例あり)	農業運転資金	<u>・家畜等購入育成資金 年 0.14%、年 0.26%又は年 0.39% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.18%、年 0.36%又は年 0.54% (災害特例あり)</u>	農業運転資金	<u>・家畜等購入育成資金 年 0.12%、年 0.24%又は年 0.36% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.20%、年 0.38%又は年 0.57% (災害特例あり)</u>				

(注)  
(1) 特定資金とは、農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金及び次に掲げる資金をいう。  
ア～カ (略)  
キ 平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫の影響により農業経営の維持安定が困難となった農業者が借り受けていた農業近代化資金について各都道府県の農業近代化資金の貸付けに関する規程に基づき都道府県が償還期限若しくは据置期間の延長又は中間据置期間の設定により償還条件の変更を行った場合の当該資金  
(2) 農業経営改善資金とは、特定資金のうち農業経営の改善を図るために必要な資金であって、農業近代化資金、農業改良資金及び青年等就農資金並びに(1)のアからエまで及びキの資金とする。  
(3)～(4) (略)  
(5) 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は保証保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者の共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。  
(6)～(8) (略)  
(9) 農業経営改善資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く。)に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定される推計デフォルト率に応じた保険料率を適用する。  
(10) 農業経営改善資金のうち農業改良資金及び青年等就農資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用する。  
(11) 農業運転資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金(牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。以下同じ。)にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。  
(12) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であつて、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認められたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合(農業経営改善資金にあつては、本災害特例の適用により、(9)の規定により当該農業者等に適用されるべき保険料率よりも低位の保険料率となる場合に限る。)に適用する。その水準については、被災した農業者等の農

(注)  
(1) 特定資金とは、農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金及び次に掲げる資金をいう。  
ア～カ (略)  
(削る)  
(2) 農業経営改善資金とは、特定資金のうち農業経営の改善を図るために必要な資金であつて、農業近代化資金、農業改良資金及び青年等就農資金並びに(1)のアからエまでの資金とする。  
(3)～(4) (略)  
(5) 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であつて、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は保証保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者の共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。  
(6)～(8) (略)  
(9) 農業経営改善資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く。)に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定される推計デフォルト率に応じた保険料率を適用する。  
(10) 農業経営改善資金のうち農業改良資金及び青年等就農資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用する。  
(11) 農業運転資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金(牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。以下同じ。)にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。  
(12) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であつて、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認められたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合(農業経営改善資金にあつては、本災害特例の適用により、(9)の規定により当該農業者等に適用されるべき保険料率よりも低位の保険料率となる場合に限る。)に適用する。その水準については、被災した農業者等の農

(注)  
(1) 特定資金とは、農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金及び次に掲げる資金をいう。  
ア～カ (略)  
(2) 農業経営改善資金とは、特定資金のうち農業経営の改善を図るために必要な資金であつて、農業近代化資金、農業改良資金及び青年等就農資金並びに(1)のアからエまでの資金とする。  
(3)～(4) (略)  
(5) 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であつて、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は保証保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者の共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。  
また、家畜等購入育成資金とは、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。  
(6)～(8) (略)  
(9) (1)から(5)まで、(6)のイ及び(7)の資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定されるリスクランクに応じた保険料率を適用する。  
(10) (6)のアの資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用する。  
(削る)  
(11) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害により被災した農業者等が借り入れる農業経営の再建を図るために必要な資金について、各基金協会が保証料率又は各融資機関が貸付利率の引下げを行う場合(基本の保証料率又は基本の貸付利率からの引下げ幅が 30%を超える場合に限る。)において、当該基金協会又は当該融資機関の申請に基づき信用基金が適当と認めるときに適用する。その水準については、次のとおりとす

(注)  
(1) 特定資金とは、農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金及び次に掲げる資金をいう。  
ア～カ (略)  
(2) 農業経営改善資金とは、特定資金のうち農業経営の改善を図るために必要な資金であつて、農業近代化資金、農業改良資金及び青年等就農資金並びに(1)のアからエまでの資金とする。  
(3)～(4) (略)  
(5) 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であつて、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は保証保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者の共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。  
また、家畜等購入育成資金とは、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。  
(6)～(8) (略)  
(9) (1)から(5)まで、(6)のイ及び(7)の資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定されるリスクランクに応じた保険料率を適用する。  
(10) (6)のアの資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用する。  
(11) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害により被災した農業者等が借り入れる農業経営の再建を図るために必要な資金について、各基金協会が保証料率又は各融資機関が貸付利率の引下げを行う場合(基本の保証料率又は基本の貸付利率からの引下げ幅が 30%を超える場合に限る。)において、当該基金協会又は当該融資機関の申請に基づき信用基金が適当と認めるときに適用する。その水準については、次のとおりとす

業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。なお、農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。

ア 保証保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の保証料率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.13%	年0.05%
	農業経営維持資金	年0.24%	年0.10%
農業施設資金		年0.13%	年0.05%
農業運転資金		年0.13%又は年0.16%	年0.05%又は年0.07%

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.20%	年0.08%
	農業経営維持資金	年0.36%	年0.15%
農業施設資金		年0.20%	年0.06%
農業運転資金		年0.20%又は年0.24%	年0.08%又は年0.11%

別表2～6 (略)

業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。なお、農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。

ア 保証保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		<u>基本の保証料率からの引下げ幅が30%以下の場合</u>	<u>基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合</u>
特定資金	農業経営改善資金	<u>年0.13%</u>	<u>年0.05%</u>
	農業経営維持資金	<u>年0.24%</u>	<u>年0.10%</u>
農業施設資金		<u>年0.13%</u>	<u>年0.05%</u>
農業運転資金		<u>年0.13%又は年0.16%</u>	<u>年0.05%又は年0.07%</u>

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		<u>基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合</u>	<u>基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合</u>
特定資金	農業経営改善資金	<u>年0.20%</u>	<u>年0.08%</u>
	農業経営維持資金	<u>年0.36%</u>	<u>年0.15%</u>
農業施設資金		<u>年0.20%</u>	<u>年0.06%</u>
農業運転資金		<u>年0.20%又は年0.24%</u>	<u>年0.08%又は年0.11%</u>

別表2～6 (略)

附 則

- この業務方法書の変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 別表1の変更の適用前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。

る。なお、農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。

ア 保証保険

資金区分		保険料率の災害特例
特定資金	農業経営維持資金	<u>年0.16%</u>
	農業施設資金	
農業運転資金		<u>年0.08%又は年0.11%</u>

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例
特定資金	農業経営維持資金	<u>年0.24%</u>
	農業施設資金	
農業運転資金		<u>年0.12%又は年0.16%</u>

別表2～6 (略)

附 則

- この業務方法書の変更は、令和8年4月1日から施行する。
- 別表1の変更の適用前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。

る。なお、農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。

ア 保証保険

資金区分		保険料率の災害特例
特定資金	農業経営維持資金	年0.16%
	農業施設資金	
農業運転資金		<u>年0.07%又は年0.11%</u>

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例
特定資金	農業経営維持資金	年0.24%
	農業施設資金	
農業運転資金		<u>年0.11%又は年0.17%</u>

別表2～6 (略)

附 則

- この業務方法書の変更は、令和9年4月1日から施行する。
- 別表1の変更の適用前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。